

平成25年7月25日

和歌山県公安委員会 殿

〒640-8152
和歌山市十番丁72 カサ・デ・まるのうち201
和ネット 代表 吉田 益夫
TEL:073-499-7231
電気通信事業者届出番号 E17-2588



(1)職務執行の日時・場所・担当警察職員

平成23年12月16日

京都市伏見区醍醐下山口町7 一言寺団地 A1棟103号

和歌山西警察署 [REDACTED] 警部補
[REDACTED] 巡查

(2)概要と要望

本件については、平成24年4月10日に当方が、貴殿に「個人情報の取扱いについては慎重な取扱いを要望する」旨の申入書を提出した件であるが、その後、下記のような問題点が発生したので、合わせて、捜査業務の改善を要望するため提出した次第である。

本件(名誉毀損事件)において、平成24年8月下旬和歌山県警が被疑者を書類送検を行って、和歌山区検察庁が、被疑者を被告人として、平成25年4月25日の略式起訴を行い、平成25年5月1日和歌山簡易裁判所は、被告人に対し、罰金20万円の略式命令を行い、被告人は罰金をすでに支払ったという。

しかし、本件(名誉毀損事件)の略式命令のもとになった当サイトにおける投稿はどこも送信防止措置依頼を出すところがなく、当然、残ったままであった。

略式命令によって名誉毀損と認定されているので、その流布が行われているのは問題であるが、(1)における捜査で、関係のない投稿も含まれているので、当サイトにおいてもその対象がわからない。

本件についてはそのままであったが、平成25年7月に入って、和歌山区検察庁より、被告人に対し、名誉毀損投稿の処置を行っておくようにとの連絡があったという。

そのため、当サイトに被告人より処置についての相談があったが、当サイトでは特定できないし、被告人も名誉毀損投稿の全容がわかっておらず、当サイトもどの投稿が、被告人のものかわからないので、和歌山区検察庁に問い合わせを行い、被告人が持っているはずの告訴状にて特定できないかという話になった。

略式命令から二ヶ月以上たっているので、被告人が告訴状を紛失している可能性も危惧していたが、幸い、略式命令・告訴状が見つかった。

告訴状の内容を検討すると、告訴状の公訴事実では、特定不可能であったが、幸い、別紙で、投稿リストがあったので、特定ができた。

これより、被告人に対して、名誉毀損投稿の処理についての調整を行うことができ、被告人より、平成25年7月9



日に送信防止措置依頼書を受け取ることができた。

当サイトの送信防止措置のフローに従い、7月16日に当該投稿の送信防止措置を行い、被告人に対しては送信防止措置を行った旨の平成25年7月16日付の当サイト回答書を送付している。

本件については、当サイトの業務も混乱したが事態の収拾は行うことはなんとかできた。

次回、このようなことが起こっても、起訴状で特定できるかどうかもわからないし、被告人が、きちんと略式命令・起訴状を保管しているとも限らない。

このように、名誉毀損投稿を特定できないような事態を避けるために、特定できる段階でなんらかの手を捜査段階で打つような捜査業務の改善を申し入れた次第である。

添付

- (1)平成25年7月16日付当サイトが被告人に対し発行した回答書(写)
- (2)平成25年7月9日付被告人から当サイトに送られてきた送信防止措置依頼書(写)
- (3)平成25年5月1日付略式命令(平成25年(い)第172号)(写)
- (4)平成25年4月25日付起訴状(平成24年検1730号)(写)
- (5)平成24年4月10日に貴殿に提出した当方の申入書一式(写)